村内に土地・家屋を所有している方へ

こんなときは、12月28日(月)までに届け出をしてください！



土地や家屋を所有する方には、固定資産税・都市計画税が課税されます。
状況を税額に正しく反映するため、次に該当する場合は、窓口、郵送、オンラインで届け出をしてください。

土地の利用状況を変更したとき

▽住宅の建て替えなど、住宅用地の状況を変更した
▽所有地と隣接する土地を取得して一体利用するようになった
▽土地の賃貸借契約を結び、貸駐車場等を始めた
▽敷地の一部を道路部分として提供(セットバック)した

家屋の新築・増築等を行ったとき　オンライン可

▽物置、ガレージ、サンルーム等を含む家屋の新築や増築をした
※家屋調査が済んでいる家屋は不要です。

家屋を取り壊したとき　オンライン可

令和９年１月１日(金)までに家屋を取り壊した場合、令和９年度以降の固定資産税は課税されません。なお、令和９年１月以降に届け出た場合は、取り壊し日を証明する書類の添付が必要です。

登記されていない家屋(未登記家屋)の所有者が変更になったとき

▽未登記の建物を相続・売買した
※令和９年１月以降に届け出た場合、令和９年度の固定資産税等は前の所有者に課税されます。

納税通知書の送付先が変更になったとき

▽所有者または納税義務者が死亡した
▽国外へ転出した

【問い合わせ】税務課資産税担当(☎282-1711 内線1111)

広報とうかい 12月25日号をお休みします



村では、より効果的な情報発信に向けて、村公式ＬＩＮＥを活用した情報発信の方法や、広報とうかいの内容・発行回数の見直しを検討しています。
25日号に連載している記事は、12月10日号または令和９年１月10日号に掲載します。なお、12月25日号に掲載予定の「ふるさと歴訪」は休載します。

【問い合わせ】地域戦略課広報・シティプロモーション担当
(☎282-1711 内線1339)